三七二　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　二〇　220　二
三七三　薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二七　225　一六
三七四　薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件　二七　225　一六
三七五　薬事法第七十七条の二の五第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定を取り消した件　二七　225　一六
三七六　医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件　二七　225　一六
三七七　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　二九　七

○農林水産省

一六九五—保安林の指定をする件　一　六
一七〇二　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　四　四
一七〇四　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　四　四
一七〇五　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件　四　五
一七〇六　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　四　五
一七〇七—保安林の指定施業要件を変更する件　四　五

一七一五　肥料を登録した件　四　208　一
一七一六　肥料の登録の有効期間を更新した件　四　208　二
一七一七　生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件　四　208　二
一七一八　肥料の登録を失効した件　四　208　五
一七一九—農薬を登録した件　四　208　六
一七二〇　農薬を再登録した件　四　208　七
一七二一　肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件を廃止する件　五　三
一七三一—種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　五　三
一七三五—農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　五　三
一七三八—保安林の指定施業要件を変更する件　五　五
一七四六—保安林の指定をする件　六　二
一七五四　保安林の指定を解除する件　六　四
一七五七　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　七　三
一七五九—保安林の指定を解除する件　七　七
一七六六—〃　八　七

一七六九　保安林の指定施業要件を変更する件　八　七
一七七〇　肥料を登録した件　八　212　三
一七七一　肥料の登録の有効期間を更新した件　八　212　五
一七七二　肥料の名称又は生産業者若しくは輸入業者の住所の変更に係る届出があった件　八　212　八
一七七三　肥料の登録を失効した件　八　212　八
一七七四　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　一二　三
一七七五　薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件　一二　三
一七七六　型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件　一三　四
一七七七　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一三　四
一七七八　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　一四　四
一七七九　種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件　一五　三
一七八〇—保安林の指定をする件　一九　五
一七八七—保安林の指定施業要件を変更する件　一九　七
一七九二—保安林の指定を解除する件　二〇　七
一七九七　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二一　四
一七九八—保安林の指定をする件　二一　五

一八〇六　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　二二　七
一八〇七　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二五　四
一八〇八　農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二五　四
一八〇九　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二五　四
一八一〇　肥料を登録した件　二五　223　一
一八一一　肥料の登録の有効期間を更新した件　二五　223　二
一八一二　生産業者の住所の変更に係る届出があった件　二五　223　五
一八一三　肥料を仮登録した件　二五　223　五
一八一四　保安林の指定をする件　二六　三
一八一五—保安林の指定を解除する件　二六　三
一八二〇　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件　二八　四